

II 社会福祉法人の資産

Q 22

資産の所有権取得の時期

社会福祉法人を設立するのに必要な資産は、認可申請時までには所有権を有していなければならないのか。

A

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。設立認可申請がなされた場合には、当該法人の資産がこの要件を満たして初めて設立の認可が行われる。

そして、この資産は、必ずしも認可申請時に有することは要せず、法人設立後、遅滞なく当該法人に帰属することが確実であれば、差し支えないとされている。

贈与を受けて財産を取得しようとする場合は、必ず書面による贈与契約が締結され、贈与の履行が確実であることが必要である。寄附金については、書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写し及び寄附予定者の印鑑登録証明書等により確認するほか、寄附者の所得能力、営業実績、資産状況等からその寄附が確実になされることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認することが必要であり、また、形式的に贈与契約が締結されているだけでは十分でない。

なお、札幌市は要綱により寄附金等については寄附が確実に履行されるように、寄附者の現有資産に限っている。

審査要領

第2 法人の資産

- (1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。
 - ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄附予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。
 - イ 寄附者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄附が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないなければならないこと。

札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱

第3 法人の資産等

1 資産の所有等

- (5) 法人の設立及び社会福祉施設の整備等に際して、寄附金を予定している場合は、当該寄附が確実に履行されることを証するため、書面による贈与契約を締結すること。この場合、原則として寄附金の財源は、寄附者本人の現有資産

(現金、普通預金又は当座預金等確実なものに限る。)であって寄附実行の予定時期に寄附金として法人への贈与が可能なるものであるとともに、寄附実行までの間、その確実性が損なわれるものであってはならないこと。

また、贈与契約を締結する際には、寄附金額が100万円以下の場合又は当該寄附金が認可申請時において既に履行されている場合を除いて、連帯保証人をたてること。

なお、書面による贈与契約書には、寄附予定者及び連帯保証人(以下「寄附予定者等」という。)に係る次の書類を添付すること。

ア 身分証明書、成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書及び印鑑登録証明書(寄附予定等が法人である場合は、登記事項証明書及び印鑑証明書)

イ 資産申立書(寄附金額を上回る資産を有していること)

ウ 所得証明書、資産証明書等(寄附予定者等が法人である場合は、その決算書)

エ 預金残高証明書(寄附予定者等全員の現在高の証明基準日が同一日であること)

オ その他、寄附予定者等の贈与が確実に履行されることを担保するため必要と認められた書類

(6) 法人の設立及び社会福祉施設の整備等に際して、不動産の寄附が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結され、かつ、当該不動産の所有権が寄附者に帰属しており、当該不動産に関して抵当権・地上権等が設定されていないこと。

(7) 独立行政法人福祉医療機構等から借入金に対する償還財源及びその他必要とされる経常経費について、寄附金を予定している場合も「寄附金の財源が現有資産である」という部分を除き(5)と同様であること。

また、個人からの寄附金については、年間所得から年間寄附額を控除した後の所得額が、社会通念上、その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないなければならないこと。

(8) 寄附予定者及び連帯保証人間で、互いに保証し合うことは、認められないこと。

(9) 法人は常に財政基盤全般について点検を行うとともに、社会福祉施設の整備等に当たっては、確実な資金計画、償還計画の下に実施すること。

したがって、贈与契約が履行されていないものについては、当該贈与契約者及び連帯保証人に対して、その履行を強く要請し、贈与契約の実行に努めること。

Q 23

不動産の所有権を有しない場合の基本財産（地方公共団体等が貸与の場合）

社会福祉法人が社会福祉事業を行うのに直接必要な不動産について国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合であって、その所有権をいっさい有していないときは、1,000万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければならないとされているが、都道府県知事から、これを超える資産を有すべきことを指導された。これに従わなければならないのか。

A

社会福祉法人が社会福祉事業を行うのに直接必要な不動産について、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合は、その所有権をいっさい有していないとしても、その不動産についての確実な使用権限を有しているため、その限りでは、社会福祉事業の継続性は担保されていることになる。したがって、こうした場合、基本財産として多額の資産を有することは必ずしも必要でないと考えられるので、1,000万円（平成12年12月1日以前に設立された法人の場合には100万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）でよいとしたものである。

しかし、法人の基本財産は、多ければそれだけ法人の存立の基盤が安定したものとなることも事実であり、都道府県知事が社会福祉法人審査基準第2の2の(1)の規定の趣旨に反しない範囲で、なおかつ、地域の実情等を勘案してこれを上回る資産を有すべきことを指導することは認められるものである。

審査基準

第2 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

(1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合

合には、1,000万円)以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産として有していなければならないこと。

Q 24

社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）を設立する場合の基本財産

社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）を設立する場合は、基本財産として原則として1億円以上に相当する資産を有していなければならないとされているが、この資産とは不動産でも認められるか。

A

設立後の収入を安定的に確保するという趣旨からは、現金の方が望ましい。

Q 25

不動産について国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合の要件（利用権の意義）

社会福祉事業を行う直接必要な不動産について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合、原則として無償で、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ登記しなければならないとされているが、ここでいう利用権とは具体的には何か。

A

社会福祉事業を行うのに直接必要な不動産について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合、原則として無償で、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ登記しなければならない。ここでいう無償でかつ登記を行うことができる利用権とは地上権である。したがって社会福祉事業を行うのに直接必要な不動産について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合は、原則として無償の地上権を設定する必要がある。

しかし、次の要件を満たす場合は、賃借権を設定することも認められる。

- ① 賃借料を支払いうる確実な財源があること。
- ② 社会福祉事業を行うのに当該土地が最も適しており、他の土地で代替しえない事業が存在すること。

なお、賃借権を設定する場合にも登記が必要である。

Q 26

地上権若しくは貸借権を設定の際の登記

社会福祉事業を行うのに必要な不動産について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合において、その事業の存続に必要な期間の地上権若しくは貸借権を設定しなければならないとされているが、この場合必ず登記しなければならないか。

A

登記は第三者対抗要件であり、事業の継続性、安定性等を確保する観点から、地上権若しくは貸借権の登記は、行うべきであり所有者と十分協議願いたい。

なお、賃借料の支払い財源については、理事長などの寄附による場合は、寄附期間が相当長期に及ぶことから、その確実性については慎重に判断する必要があると考える。

民法

(不動産に関する物権の変動の対抗要件)

第 177 条 不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

(不動産賃貸借の対抗力)

第 605 条 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その後その不動産について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる。

Q 27

不動産について国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合の要件 (都市部等土地取得が極めて困難な地域) ①

「都市部等土地の取得が極めて困難な地域」にあつては、社会福祉事業を行うのに直接必要な土地について民間から借りうけることが認められるが、具体的にはどのような場合か。

A

- 1 社会福祉法人の資産については、法人が社会福祉事業を行うのに直接必要なすべての物件について所有権を有することが原則とされている。社会福祉事業を行うのに必要なすべての物件について法人が所有権を有していることが、事業の継続性を担保するうえで最も確実であるからである。
- 2 また法人が所有権を有していない物件について国又は地方公共団体から無償の貸与又は使用許可を受けることも認めている。貸与の相手方が国又は地方公共団体であれば、事業の継続性に配慮した貸与等がなされると考えられるからである。
- 3 これに対し、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合には、その貸与は必ずしも安定的なものとはいえない場合もある。しかし、同時に都市部等では地価の高騰等の事情により土地等の取得が極めて困難な状況も生まれている。そこで上記1及び2により難しい場合であつて、都市部等土地の取得が極めて困難な地域において社会福祉施設を整備する必要があるときは、不動産の一部に限って国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し支えないとされている。この「都市部等土地の取得がきわめて困難な地域」がどのような地域をさすかは明確な基準があるわけではないが、1及び2により難しい場合であるから、原則的に土地取得に必要とされる資金が用意されても、土地の購入が困難であると認められる等の事情が必要である。

この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。

なお、特養護老人ホームについては、今後の計画的整備に向けて参入に係る障壁を低くするために国の技術的助言（平成12年8月22日 社援第1896号 老発第599号）に基づき、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することを認める取り扱いに変更を行った。

（平成19年8月13日保健福祉局長決裁）

審査基準

第2 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、こ

の場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

平成12年8月22日社援第1896号 老発第599号（局長連名通知）の内容

特別養護老人ホームについては、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することを認める。ただし、特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。また、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、無料又は極力低額であることが望ましく、また、法人が寄附金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められること。

Q 28

不動産について国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合の要件（不動産の一部の意義）②

社会福祉事業を行うのに直接必要な物件については、法人が所有権を有することが原則とされているが、都市部等土地の取得がきわめて困難な地域において一定の要件を満たす場合には、不動産の一部に限って国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることも可能とされているが、建物を所有している場合にあっては土地全部が借地であってもよいのか、土地が自己所有であって建物を借りることも認められるのか。

A

- 1 社会福祉事業を行うのに直接必要な物件については、社会福祉法人が所有権を有することが原則である。しかし、一定の要件を満たす場合には、不動産の一部に限って国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることも可能とされている。
- 2 ここでいう不動産とは、社会福祉事業を行うのに直接必要な土地および建物であるから、建物を所有している場合にあっては、土地全部を借地とすることも要件を満たせば認められる。
- 3 これに対し、土地が自己所有の場合に、建物の貸与を受けることについては、建物には施設整備費に対する補助制度等もあるため、当該法人がその所有権を有することができなく、かつ、国又は地方公共団体から貸与等を受けるのではなく、これ以外の者から貸与を受けなければならない事情にあることは通常考えられないので、土地が自己所有であって、国又は地方公共団体以外の者から建物を借りることは認められないが、施設でなく事業経営の場合は建物については自己所有が望ましい。（ただし、サテライト型特別養護老人ホーム等において一部要件が緩和されている）。

国の通知では、『社会福祉施設の場合には、都市部等土地の取得がきわめて困難な地域において、土地に限り国又は地方公共団体以外から貸与を受けても差し支えなく、社会福祉事業の場合は、建物については自己所有が望ましい』という表現となっている。

Q 29

借入金の償還財源（後援会の寄附）

借入金の償還財源として後援会の寄附は認められるのか。

A

借入金の償還財源に寄附金を予定している場合は、書面による贈与契約が締結され、かつ、その寄附が確実になされると認められなければならない。したがって、後援会の寄附が確実になされるといえるためには、これまでの寄附実績等から無理なく寄附をなし得ると判断されなければならない。しかし、後援会員になるか否かはあくまで会員となろうとする者の自由な意思によるものであるから、その意味では将来的にも確実に寄附がなされるとは必ずしも言いきれないわけではない。後援会の寄附が予定どおりに行われない場合にそなえて資産能力のある第三者が寄附を行う旨の贈与契約を締結する必要がある。

Q 30

社会福祉施設の用に供する不動産の具体的範囲

社会福祉施設を経営する社会福祉法人は、「その施設の用に供する不動産」を基本財産としなければならないとされているが、その具体的範囲はどのようなものか。

A

社会福祉施設を経営する社会福祉法人は、経営するすべての施設について、その施設の用に供する不動産を基本財産としなければならない。その具体的範囲は、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地である。

建物に関しては、職員宿舎、倉庫等の取り扱いが問題となるが、これらの設備が最低基準で定められている設備かどうかにより、基本財産とすべきかどうかが決まることになる。したがって、最低基準により定められた設備でない場合は、基本財産としなくても差し支えない。ただし、これらの設備が最低基準により定められた設備を含む建物と不可分の場合は、これら設備も含めて基本財産としなければならない。

土地について問題となるのは、建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地の範囲を何で画すべきかということである。登記簿上、一筆の土地として取り扱われている場合は、厳密には上記敷地をこえる範囲も含め、これを基本財産とすべきである。

なお、不動産使用証明願を受けたものについては、全て基本財産に編入する必要がある。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産(公益事業を行う場合に限る。)及び収益事業用財産(収益事業を行う場合に限る。)とすること。

(1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第 30 条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100 万円(この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000 万円)以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産として有していなければならないこと。

審査要領

第2 法人の資産

(4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。

Q 31

みだりに処分してはならないその他財産

その他財産であっても社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意することとされているが、具体的にはどのような財産がこれにあたるのか。

A

社会福祉法人の財産のうち、基本財産を処分するには、原則として所轄庁の承認を受けなければならない。

これに対し、その他財産の処分についてはこのような制限はない。しかし、その他財産であっても、社会福祉事業の存続要件となるものはみだりに処分してはならないとされている。その他財産でありながら社会福祉事業の存続要件となるものとしては、診療事業における医療機械、社会福祉施設の最低基準として定められている設備(不動産を除く)、助成資金のように基金的性格を有するもの等がある。

なお、社会福祉法人に対して国庫補助がなされている場合は、基本財産処分承認とは別に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)に基づく財産処分の承認が必要となる。

審査基準

第2 法人の資産

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産(公益事業を行う場合に限る。)及び収益事業用財産(収

益事業を行う場合に限る。)とすること。

(1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第 30 条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100 万円(この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000 万円)以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産として有していなければならないこと。

審査要領

第2 法人の資産

(4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。

Q 32

その他財産として年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資産を必要とする

理由

社会福祉法人を設立する際、必要な資金としてその他財産のうちに当該法人の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないとされている理由は何か。

A

社会福祉法人がその目的とする事業を経営していくためには、法人存立の基礎となる基本財産のほかに、事業経営に必要な運用資産又はこれを確実に生み出しうる財源があることが必要である。

例えば、社会福祉施設を経営する社会福祉法人の場合、その施設の用に供する不動産を基本財産とすることとされているが、事業を経営していくためにはこのほかに、備品も必要となるし、従事職員の人件費、光熱水費等の経常的経費も必要となる。こうした経費については運用資産で賄うか、これを確実に生み出しうる財源が必要となる。社会福祉施設のうち措置委託施設については、措置費が支弁されることとされているので、事業経営の経常的経費の財源は確保されていることになるが、法人の設立当初については、特に事業開始に向けての準備等のための経費が必要となるので、設立する際に、当該法人の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないとしているものである。

ただし、介護保険法上の事業や、支援費による事業を主として行う法人を設立する場合は、その事業の収入が入るまでタイムラグが生じることから、年間事業費の 12 分の 2 以上に相当する現金等を有していなければならないものとしているが、札幌市は要綱で、介護保険法上の事業の場合は、東京都と同様に 12 分の 3 以上に相当する現金等を有していることを要求している。

審査要領

第2 法人の資産

(3) 法人を設立する場合にあっては、必要な資産としてその他財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護保険法上の事業、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)上の身体障害者居宅生活支援事業若しくは身体障害者更生施設、身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設(身体障害者小規模通所授産施設を除く。)を経営する事業、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)上の知的障害者居宅生活支援事業若しくは知的障害者更生施設、知的障害者授産施設(知的障害者小規模通所授産施設を除く。)若しくは知的障害者通勤寮を経営する事業又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の児童居宅生活支援事業にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱

2 資産の区分

(2) その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること。

イ その他財産の処分にあたっては、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

ウ 法人を設立する場合にあっては、必要な資産として、その他財産のうちに当該法人が経営を予定する社会福祉事業の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

また、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護保険法上の事業に該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の3以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)上の障害福祉サービス又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援に該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

さらに、事業の種別を問わず、法人が設立され事業が開始するまでの間に必要とされる法人の人件費、事務費等を現金、普通預金又は当座預金等で有していなければならないこと。

Q 33

基本財産処分承認を受けるべき事項

基本財産処分承認を受けるべき事項にはどのようなものがあるのか。

A

基本財産の取り壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定、その他財産への切り替え及び収益事業用財産への切り替え等が基本財産の処分にあたる。したがって、こうした処分を行おうとする場合は、基本財産の処分承認を受けなければならない。

Q 34

基本財産を担保提供する際の考慮すべき事項

基本財産を担保提供する際の留意点にはどのようなものがあるのか。

A

基本財産の担保提供の承認申請については、「社会福祉法人の認可についての 第2 法人の資産 2 資産の区分(1)ア」でそのような場合は、所轄庁の承認を受けなければならない旨定款に明記することを要求している。従って、社会福祉事業の用に供する不動産について担保提供承認申請があった場合、所轄庁はその審査を行わなければならない。審査のポイントは以下のとおり。

- 基本財産の経済価値を減少せしめるものであるので、処分と同様に理事会及び評議員会の決議を得ていること。当該担保提供の理由が止むを得ないものであること。
- 担保提供先が不当に高利を取るなど、不適當でないと認められること。
- 借入金の償還計画が堅実なものであること。
- 借入金は、本来事業に充てられるもので、公益事業や収益事業に充てられないこと。

上記の条件をクリアしている場合、札幌市としては、担保提供を承認することとなり、逆説的には、法人は担保提供する場合は、上記条件を考慮する必要がある。

Q 35

基本財産処分承認又は担保提供承認の省略

基本財産処分承認又は担保提供承認を省略してもよいのはどのような場合か。

A

- 1 基本財産処分承認を省略してよい場合は次のとおりである。
 - (1) 社会福祉施設の改築にあたって老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合である。

老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助がなされる前提として、当該施設の財産的価値が消失又はこれに準ずる状態にあると判断されているので、改めて財産処分の承認を要しないとの取り扱いがなされるものである。
 - (2) 施設の建て増しを行おうとする場合で、財産処分の内容が境界となる壁の取り壊し等にとどまり、建物の基本的形状には変更がないと認められ、仮に修復するとしても多額の費用を要しない場合は、基本財産の処分承認は省略してよい。
- 2 また、基本財産担保提供承認を省略してよい場合は次のとおりである。
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保提供に限る。）

Q 36

建設資金を得るために担保を提供する場合

基本財産を担保に提供する場合であっても、独立行政法人福祉医療機構の貸付けと併せて、民間金融機関から貸付けを受ける場合（いわゆる協調融資）には、所轄庁の承認が不要であるが、それは経営資金の借入に限られるのか。それとも、建設資金や土地取得資金であっても、所轄庁の承認は不要なのか。

A

所轄庁の承認が不要となるのは、経営資金の借入に限られない。

独立行政法人福祉医療機構が貸付けを行う場合には、所轄庁が承認を行う場合と同等の審査を機構が行うことを期待して、協調融資においては所轄庁の承認を不要としたものであり、その対象は経営資金の借入に限られない。

Q 37

直接関連のない物件を担保に供する場合

いわゆる協調融資の場合には、目的とする事業と直接関連のない物件を担保に供する場合でも所轄庁の承認は不要なのか。

A

不要である。

Q 38

基本財産の担保提供（根抵当権の設定）

基本財産に根抵当権を設定するとして所轄庁の承認は得ることはできるのか。

A

根抵当権は、一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度で担保する抵当権である。社会福祉法人の基本財産を担保に供することが認められるのは、具体的な必要性が認められなければならないが、将来にわたって発生する債務のために抵当権を設定しなければならないという必要性は、通常認められないものである。

また、根抵当権は附従性がないため、その担保する元本がすべて特定のものとして確定するまでは、増減変動する債権を継続して担保することになり、法人の存立の基礎たる財産がこの間継続して不安定な状態に置かれることになるので、確定したる債務に対してのみ抵当権は認められるものである。

このように基本財産に根抵当権を設定することは、必要性、妥当性の両面から承認を得ることはできないと考えられる。

民法

第四節 根抵当

（根抵当権）

第 398 の 2 抵当権は、設定行為で定めるところにより、一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するためにも設定することができる。

（根抵当権の被担保債権の範囲）

第 398 の 3 根抵当権者は、確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度として、その根抵当権を行使することができる。

札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱

2 資産の区分

(1) 基本財産

ケ 基本財産に根抵当権を設定することは、認められないこと。

Q 39

基本財産の担保提供（理事長個人やその経営する会社等の債務の担保）

社会福祉法人の基本財産を理事長個人や理事長が経営する会社等の債務の担保に提供することは認められるのか。

A

社会福祉法人の基本財産を担保に供しようとする場合は、原則として所轄庁の承認を得なければならないとされている。基本財産の担保提供によって直ちに当該法人の事業に支障があるとはいえないが、担保権が実行されれば、法人存立の基礎が失われることになるので、原則として所轄庁の承認を得て初めて行うことができる。

この承認を得るためには、担保提供の理由が止むを得ないものであり、その内容が妥当なものでなければならないが、法人の基本財産を理事長個人や理事長が経営する会社等の債務の担保に提供することは、当該法人にとっては、何らの経済的メリットもなく、責任だけを負担するということである。したがって、このような内容の担保提供承認申請は認められない。

Q 40

残余財産（意義）

社会福祉法人が解散した場合の残余財産とは何か。

A

解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時において定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属するとされている。すなわち、ここでいう残余財産とは、清算終了後の残余財産のことである。

解散した法人は清算の目的の範囲内においては、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなされ、法で定める理事等が清算人として現務を結了し、債権の取り立て及び債務の弁済を行う。

こうして清算が結了した場合の残余財産がここでいう残余財産のことであり、清算を行うことなく残余財産が決まるものではない。

社会福祉法

第 47 条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）及び破産手続開始の決定による破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時において、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

Q 41

残余財産（地上権）

地上権を設定し、借地によって施設を運営していた法人が解散することになった場合、当該地上権を残余財産に含めて考えるべきなのか。

A

残余財産とは、解散した社会福祉法人について清算が終了した場合に残余する財産のことである。地上権は物権として財産的価値を有しており、残余財産にあたる。

ただし、地上権設定契約でその存続期間が事業の存続期間に限られているならば、法人の解散等により事業が廃止となれば、期間満了により地上権は消滅してしまうことになり、残余財産に算入することはできない。

民法

第二編 物権

第四章 地上権

（地上権の内容）

第 265 条 地上権者は、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利を有する。

Q 42

残余財産の帰属

残余財産を寄附者に帰属させる旨を定款で定めることは認められるか。

A

そのような定款であれば、法人の設立若しくは定款の変更は認められない。

また、定款に違反して寄附者に帰属させることも認められない。

社会福祉法では、残余財産の帰属は社会福祉法人その他社会福祉事業を行うものの中から選定されたものに帰属することとなっており、これにより処分されない場合は国庫に帰属することとなっている。このことは、一旦、社会福祉法人の資産として供せられたものは、社会的な福祉の財産基盤として、寄附者個人を離れ社会に帰属することを意味しており、私物化されるものではない。

また、行っている社会福祉事業を安易に終了せしめない、抑止効果も期待しているのだろう。

Q 43

残余財産の帰属②

定款例における残余財産の帰属について、社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人が追加されているが、法人において、社会福祉法人に限定することは可能か。

A

解散に関する事項は必要的記載事項にあたり、社会福祉法において、残余財産の帰属すべき者を規定する場合には、「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない」とされているが、法人において、**定款で社会福祉法人に限定することは問題ない**。

Q 44

申請時に完成していない建物の定款への記載

社会福祉事業を行うのに直接必要な建物について、申請時に完成していない場合、定款の基本財産としてはどのように記載したらよいのか。

A

社会福祉事業を行うのに直接必要な建物については、社会福祉法人の基本財産としなければならないとされている。

しかし、社会福祉法人の設立認可申請時に建物が完成していない場合は、建物が存在していないため定款の基本財産としてその建物を記載することは不可能である。

この場合には、建物の完成後すみやかに当該建物を基本財産としなければならないことになるので、基本財産の増加として、所轄庁に届け出なければならない。

社会福祉法

(定款の変更)

第43条 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

社会福祉法施行規則

(定款変更の届出)

第4条 法第四十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十一条第一項第四号に掲げる事項
- 二 法第三十一条第一項第七号に掲げる事項(基本財産の増加に限る。)

三 法第三十一条第一項第十四号に掲げる事項

(申請)

第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

四 事務所の所在地

七 資産に関する事項

十四 公告の方法

Q 45

土地が借地の場合の定款への記載

社会福祉法人が使用する土地が借地である場合、定款の資産についての記載はどのように行なうか。

A

社会福祉法人の基本財産として定款に記載すべき財産は、当該法人が所有権を有する財産であり、借地権を有するに過ぎない土地については、基本財産に登載する必要はない。なお、法人の設立認可申請において、土地の所有権を有せず、建物が未完成の場合は、定款上基本財産は何も記載されない。

Q 46

土地が数筆の場合の定款への記載

基本財産として有する土地が数筆の場合、定款には合計面積を記載すれば足りるのか。

A

基本財産を定款に記載するのは、そのことにより基本財産を特定するためである。所轄庁による担保提供の承認、財産処分の承認は、基本財産が特定していて初めて判断が可能となるものであるので、基本財産として土地を定款に記載する場合には、一筆ごとに所在地と面積を記載することが必要である。

Q 47

定期預金を基本財産とする場合の定款への記載

定期預金を基本財産とする場合、定款には定期預金〇〇万円と記載するのか、それとも現金〇〇万円と記載すればよいのか。

A

社会福祉法人が基本財産として現金を保有する場合、通常定期預金として銀行に預け入れて保管することが多い。そこで定款上どのように表示すればよいのかということが問題となるわけである。

定款上、定期預金〇〇万円と表示されている場合であって、社会福祉法人が金利の高い国債等の有価証券に換えてこれを保有しようとするとき、金額に変動がないとしても、基本財産である定期預金を処分することになるから、財産処分の承認が必要となる。

これに対し定款上現金〇〇万円と表示されている場合は、現金の保管方法として定期預金を選択することも可能であるし、有価証券を選択することも可能であることになるから、その保管方法の変更によって財産処分承認の必要は生じないことになる。

このことからすると、定款上の記載としては、現金としておくことが、弾力的な保管が可能となるという意味で便利であるが、社会福祉法人が定期預金として資産を保有するという意思を有する場合は、定款上定期預金〇〇万円と記載することは差し支えないものである。